

通常規模型通所介護利用サービス料金表 7時間以上8時間未満

介護区分	利用料金 (1日あたり)	1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円
入浴介助加算(Ⅰ)	400円	40円	80円	120円
入浴介助加算(Ⅱ)	550円	55円	110円	165円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560円	56円	112円	168円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	760円	76円	152円	228円
○ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円/回	20円/回	40円/回	60円/回
○ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50円/回	5円/回	10円/回	15円/回
△ ADL維持等加算(Ⅰ)	300円/月	30円/月	60円/月	90円/月
△ ADL維持等加算(Ⅱ)	600円/月	60円/月	120円/月	180円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		介護サービス費×9.0%×自己負担割合		
食費(おやつ代含む)		730円	730円	730円
娯楽費		55円	55円	55円
おむつ代、パット代等		実費をご負担いただきます		

- 利用開始時及び6ヵ月ごとの状態に応じ算定
- △ 利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目またはサービス利用最終月の評価で算定
- ※ サービス提供体制強化加算は、施設の体制により加算致します。(算定しない場合もあります)
- ※ 介護職員処遇改善加算は1ヶ月に利用した介護サービス費(介護保険)に対して9.0%算定されます。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。
その場合は、一旦1日あたりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ※ 記録の複写物にかかる負担額は1枚 20円です。

介護予防通所介護相当利用サービス料金表

介護区分	利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	17,980円/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
要支援2	36,210円/月	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月
一体的サービス提供加算	4,800円/月	480円/月	960円/月	1,440円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援1	240円/月	24円/月	48円/月	72円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援2	480円/月	48円/月	96円/月	144円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		介護サービス費×9.0%×自己負担割合		
食費(おやつ代含む)		730円/日	730円/日	730円/日
娯楽費		55円/日	55円/日	55円/日
おむつ代、パット代等		実費をご負担いただきます		

- ※ サービス提供体制強化加算は、施設の体制により加算致します。(算定しない場合もあります)
- ※ 介護職員処遇改善加算は1ヶ月に利用した介護サービス費(介護保険)に対して9.0%算定されます。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。
その場合は、一旦1日あたりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日市町村の担当窓口に出すと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ※ 記録の複写物にかかる負担額は1枚 20円です。